⑲　本工事を難工事に指定する。

なお、本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点する。

⑳　本工事は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年11月８日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げを実施する企業に対して加点を行う工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月28日付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、与那国⑷宿舎Ｂ等新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、830点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成19年度以降入札公告日までに、次に掲げるアの工事を元請けとして完成・引渡しが完了した工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成19年度以降入札公告日までに、次に掲げるイの工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）

ア①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で、１棟当たりの延床面積900㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

②　県内の離島において、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶの場合は、ＪＶ代表者以外の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）

イ①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延床面積400㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

②　県内の離島において、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶ代表者又は他の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合、代表者が監理技術者を配置すること。

また、代表者以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を配置すること。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ　平成19年度以降入札公告日までに、次に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延床面積400㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した経験を有すること。

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

なお、本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　沖縄防衛局が発注した建築一式工事のうち、令和２年度及び令和３年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑿　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⒀　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからオまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　技術提案

(ｱ)　「工事現場周辺の環境保全及び工程管理に関する技術提案」

(ｲ)　「鉄筋コンクリート造構造物の耐久性確保及び品質向上を図るための技術提案」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　その他（ワークライフバランス等推進企業の評価及びペナルティ）

エ　賃上げ実施企業に対する評価

オ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴アからウの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は43点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。

ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。